## 事後評価調書

I	事業概要	
事	業名	交通安全施設等整備事業(歩道設置)
地	. 区名	主要地方道 春日井長久手線
事業箇所瀬		瀬戸市 小坂町
		本路線は、名古屋市の北部に位置している春日井市から、名古屋市東部に位置する瀬戸市を
事業のあ		通り、長久手町までを結ぶトリップ長の長い主要な動線である。しかし、本路線と国道363 号とが交差する付近においては、沿線に山林が存在し、見通しが悪い状況であった。また、当
į	らまし	には、
		このため、視距改良を行うとともに、道路を拡幅し、あわせて、現在未設置の歩道を設置す
		ることにより、交通の安全を確保した。
		【達成(主要)目標】
事業目標		交通安全対策の推進(安全な歩行空間の確保)
		【副次目標】(事前評価時に設定した場合、記載する)
事	業費	1. 2億円 □工事費 1. 0億円、□用補費 0. 1億円、□その他 0. 1億円
事	業期間	採択年度 平成4年度 着工年度 平成19年度 完成年度 平成20年度
		・視距改良
事業内容		・歩道設置 延長 L= 2 2 9 m
		・箱型函渠工
I	評価	
	1) 主要	
	標の	
	成状	況 整備前の現道は狭く、歩道がない状態であったが、整備により交通事故発生状況が改善した。
		720
① 事		死傷事故率: 244.70 件/億台キロ(H13~H17)→0 件/億台キロ(H20~H23)
عللد		H20~H23 において交通事故は発生していない。
目標		
の		【達成状況に対する評価】
美目標の達成状況		当該事業の整備により、交通事故発生状況が改善されており事業目標は十分達成している。
況	2) 副次	
	2) 副の	
	成状	
		_
Ⅲ 対応方針		
		主要な事業目標に対して目的を達成しており、事業の有効性が認められましたので、今後
今後の事後		を評しの事後評価の必要性はありません。
価位	の必要性	
<b>改善措置の必</b> 事業の効果を十		) <b>必</b> 事業の効果を十分発現しており、改善措置の必要性はありません。
		アル サボツ州へと1月元グレトベリ、以西旧旦ツ心女IIはめりまたい。
要怕		

	特にありません。
同種事業に反 映すべき事項	